

(仮称) 明石市一時保護施設の設備及び運営に関する基
準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）

第12条の4第2項の規定に基づき、一時保護施設の設備及び運営に関する基準
（以下第3条及び第4条において「最低基準」という。）を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法及び一時保護施設の設備及び運営に関
する基準（令和6年内閣府令第27号）において使用する用語の例による。

(最低基準の目的等)

第3条 最低基準は、一時保護施設に入所している児童が、明るくて、衛生的な環
境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身と
もに健やかにして、安全な生活を送ることを保障するものとする。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と一時保護施設)

第4条 一時保護施設は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させ
なければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている一時保護施設においては、
最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(一時保護施設の一般原則)

第5条 一時保護施設は、入所している児童の権利に十分配慮するとともに、一人
一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 一時保護施設は、児童の保護者及び地域社会に対し、当該一時保護施設の運営
の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 一時保護施設は、自らその行う業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部
の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければ
ならない。

4 一時保護施設には、法第33条第1項又は第2項に規定する一時保護の目的を
達成するために必要な設備を設けなければならない。

5 一時保護施設の構造設備は、採光、換気等入所している児童の保健衛生及びこ
れらの児童に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(入所した児童を平等に取り扱う原則)

第6条 一時保護施設においては、入所している児童の国籍、信条、社会的身分等

によって、差別的取扱いをしてはならない。

(児童の権利擁護)

第7条 市長又は児童相談所長は、一時保護施設において一時保護を行うに当たっては、児童に対し、児童の権利、児童の権利を擁護する仕組み、一時保護を行う理由その他必要な事項について、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じた説明を行わなければならない。

2 一時保護施設においては、入所した児童に対し、その意見又は意向（法第33条の3の3に規定する意見聴取等措置において表明された意見又は意向を含む。）を尊重した支援を行わなければならない。

(児童の権利の制限)

第8条 一時保護施設においては、正当な理由なく、児童の権利を制限してはならない。

2 一時保護施設において、前項に規定する正当な理由がある場合に、やむを得ず児童の権利を制限するに当たっては、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得るよう努めなければならない。

(児童の行動の制限)

第9条 一時保護施設においては、施錠等により児童の行動を制限してはならない。

(児童の所持品等)

第10条 一時保護施設においては、合理的な理由なく、児童の所持する物の持込みを禁止してはならない。

2 一時保護施設において、前項に規定する合理的な理由がある場合に、やむを得ず児童の所持する物の持込みを禁止するに当たっては、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得た上でこれを行うよう努めなければならない。

3 一時保護施設において、児童の所持する物を保管する場合は、紛失、盗難、き損等が生じないような設備に保管しなければならない。

(虐待等の禁止)

第11条 一時保護施設の職員は、入所中の児童に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(設備の基準)

第12条 一時保護施設は、規則で定める基準に従い、必要な設備を備えなければならない。

(職員)

第13条 一時保護施設に入所している児童の保護に従事する職員は、健全な心身

を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

- 2 一時保護施設は、規則で定める職種、資格及び員数の基準に従い、必要な職員を置かなければならない。

(生活支援、教育及び親子関係再構築支援等)

第14条 一時保護施設における生活支援は、児童の自主性を尊重しつつ、基本的生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養うことができるように行わなければならない。

- 2 一時保護施設における教育は、児童がその適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等の支援により行わなければならない。

- 3 一時保護施設は、学校教育法（昭和22年法律第26条）第1条に規定する学校に在籍している児童が適切な教育を受けられるよう、当該児童の希望を尊重しつつ、その置かれている環境その他の事情を勘案し、通学の支援その他の必要な措置を講じなければならない。

- 4 一時保護施設は、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるよう、必要な支援等を行わなければならない。

- 5 一時保護施設は、児童が適切な支援を受けられるよう、一時保護の解除後も当該解除を行った児童相談所に必要な協力をするよう努めなければならない。

(運営基準)

第15条 一時保護施設は、その運営に当たっては、第6条から第11条まで及び前項に定めるもののほか、次に掲げる事項について規則で定める基準に従わなければならない。

- (1) 非常災害対策
- (2) 安全計画の策定等
- (3) 自動車を運行する場合の所在の確認
- (4) 業務継続計画の策定等
- (5) 一時保護施設の職員の知識及び技能の向上等
- (6) 衛生管理等
- (7) 食事
- (8) 入所した児童及び職員の健康状態の把握等
- (9) 養護

- (1 0) 関係機関との連携
- (1 1) 一時保護施設内部の規程
- (1 2) 一時保護施設に備える帳簿
- (1 3) 秘密保持等
- (1 4) 苦情への対応
- (1 5) 電磁的記録
- (1 6) その他適切な一時保護施設の運営に関して必要な事項

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。